

岐阜県公報

目 次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

ページ

号 外 (二) 令 和 三 年 一 月 二 十 日

教育委員会規則

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会会議規則(平成十二年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「参集できないとき、又は招集に応じる」を「会議に出席する」に、「その理由を付して会議の開会までに」を「会議の開会までに、その理由を付して、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、会議に出席することができる。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第三十条第一項中「とき会議室に」を「際会議に出席して」に改め、同条第二項中「とき、会議室に」を「際会議に出席して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年一月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社